

全国で組織内示 「処遇改善を念頭」に人事発令を 本局は充実、事務所はポスト切上げの一方で廃止が上回る

組織内示の数

機関	職階	廃止	設置	増減
局	課長級	0	1	1
	補佐級	0	5	5
	係長級	6	5	-1
	小計	6	11	5
合計	次長級	1	1	0
	課長級	2	22	20
	補佐級	21	0	-21
	係長級	5	5	0
事務所	小計	29	28	-1
	次長級	1	1	0
	課長級	1	10	9
	補佐級	11	0	-11
治水系	係長級	2	1	-1
	小計	15	12	-3
	次長級	0	0	0
	課長級	1	12	11
道路系	補佐級	10	0	-10
	係長級	3	0	-3
	小計	14	12	-2
	係長級	0	4	4

ポスト切上げ、専門員増 全国で専門調査官設置

中部地整は一二月二〇日、来年度の組織内示結果を公表しました。特徴は建設産業課（建政部）の増強、防災体制強化に伴う水災害対策センター（河川部）の設置など本局で五ポストの新設が行われています。一方、事務所・出張所では横山出張所（浜松）が廃止されるなど設置を廃止が上回っています。また、建設監督官、用地官ポストの建設専門官への切上げが目立つ内容となっています。

設置（倍増）されることになっていきます。

また、東北、北陸、関東など今年大規模水害のあった整備局では、緊急治水対策出張所等が設置されます。なお、道路メンテナンスセンターは、昨年の関東、中部に続き近畿、中国で設置される予定です。

用地官・監督官廃止加速 横山出張所 副所長（流）廃止

中部地整（旧建設）では、ポストの設置が三九（昨年五四）、廃止が三五（同五五）となっています。今年には防災系二室等の設置があり大規模でしたが、来年は例年並みの改廃となっています。事務所補佐級ポストの建設専門官等への切上げが二一となっており、全体

事務所・出張所体制 の充実、ベテラン職 員の処遇改善を！

としては処遇改善に向けた改訂となっています。しかし、横山出張所（浜松）が廃止されており、出張所の廃止の動きは止まっています。また、監督業務を行う監督官、用地交渉等を担う用地官が削減され、建設専門官に置き換わっており、専門的なポストからの一般的なポストへの変更は監督業務、用地事務の軽視につながる恐れもあり、注視が必要です。

また、これまでは廃止されてこなかった副所長が木曾川下流で廃止されており、増え続けてきた副所長ポストもスクラップ&ビルドに入ったと思われる。

本局は充実、事務所は？ 防災体制整備等課題山積

冒頭で触れたとおり、建設産業課は補佐、係長が各二（各一は一〇月）設置されるなど、組織強化が図られます。また、昨今の水害を受け、水災害対策センターが設置されます。これらの組織が改善されることは中部地整の業務を推進する上で重要なことです。また、総務部、用地部等でも補佐級ポストが設置されています。しかし、一方で事務所では、その財源のためにポスト減となっており、事務所体制は不十分なままで

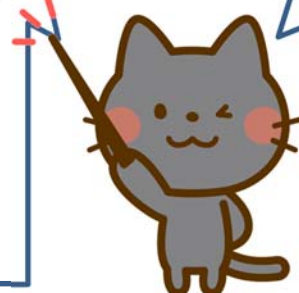
他地整では新設事務所の設置場所新設ポストの所掌者が丁寧な添付されており、職員への解のやすさや発表となっています。中部においても改善を求めたいという声も。

○スタッフポストの業務内容
東北、中部、九州以外

○新設組織の所在地明示
東北、（中部）以外

○新組織の業務内容
関東、近畿

他地整はもっと丁寧な周知が！



専門調査官

【関東内示通知より抜粋】

専門調査官は課等の内部組織に関する訓令において、「課等（本局の場合は課、事務所の場合は事務所）の所掌事務のうち、重要な専門的事項に関するものを処理する。」と規定

ちなみに「占用調整管理官」は

「地方整備局組織規則第一四六条の二の二 占用調整管理官は、命を受けて、河川国道事務所等の所掌事務に関する河川及び道路の占用、利用及び保全並びに沿道区域に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。」となっている。

す。今年の防災関係二室やMCの設置に伴い、事務所の負担は昨年以上に増え、おり、新たな本局ポストの

設置はさらなる事務所への負担の増につながる恐れがあります。各職場からは「防災体制要員が不十分」「交代要員がいらない」などの問題指摘がなされている中で、水災害対策センターがまともに機能するのか、防災対策室との位置づけ（指揮命令）など整理・解消すべき課題はたくさんあります。

補佐級ポスト削減 ベテラン職員の処遇改善は?

北陸、関東、近畿などで引き続き専門官が設置されている一方、中部では昨年に続き専門官の設置はゼロとなりました。逆に専門官五、専門職三が廃止されるなど課長補佐級のポストが削減され続けています。しかし、事務所では、四〇歳代後半でも係長で三級の処遇にあり、専門官等の四級ポストはまだ不足しています。局長は「全体の処遇の改善」「処遇の底上げ」と言っていますが、四〇歳代後半以上の三級職員の処遇改善をどの様に考えているのか疑問です。

今回の専門員の廃止でも専門員の空ポストは五、在籍ポストを含めれば一〇以上の専門員等のポストが残っています。今期の人事で空ポストを埋め、次年度に

は、専門官等への切上げを進めていくことが重要です。

また、今期の人事では、人事任用の方針を改め、ベテラン職員の登用拡大を図らなければ、処遇改善どころか後退につながる恐れがあります。

再任用者のフルタイム化に導 四級ポストの確保が急務

整備局全体に設置予定の高齢者活用及びWLBの推進のための専門員は再任用のためのポストです。現状では、出張所係長ポスト二名と専門員一名の三名がフルタイム任用となつていますが、希望者の期待に応える状況にはありません。一九年度の一から四に増えたことは評価出来ますが、依然三級ポストでの確保に留まっています。人事院は退職時と同等のポストでの再任用を想定しており、再任用希望者の在職時ポストと比較すると不十分といわざるを得ません。

これまでの中部地整（建設）での運用では、フルタイム任用は一年限り、以降はハーフで四級任用となっている実態があること、定年延長が予定されており、定年延長者との処遇格差、などからもせめて専門職級のフルタイムポストを希望

2020年度組織改正の概要

局	廃止			設置		
	所属	名称	職階	所属	名称	職階
局	総務部会計課	専門員(事務)	係長	総務部	建設専門官(事務)*	補佐
	総務部契約課	専門員(事務)	係長	総務部人事課	課長補佐	補佐
				建政部建設産業課	課長補佐	補佐
				建政部建設産業課	課長補佐 ※	補佐
				建政部建設産業課	人材支援係	係長
	建政部計画管理課	専門員(事務)	係長	建政部建設産業課	指導係 ※	係長
				河川部	水災害対策センター	課長
	河川部水災害予報センター	水防企画係	係長	河川部水災害対策センター	水災害対策係	係長
	河川部河川工事課	専門員(技術)	係長	河川部水災害対策センター	水災害調査係	係長
	営繕部計画課	専門員(技術)	係長	営繕部計画課	事業適正化係 ※	係長
			用地部用地企画課	課長補佐	補佐	
事務所	木曾川上流河川占用調整課	専門官(事務)	補佐	木曾川上流河川	建設専門官(事務)	課長
	木曾川上流河川防災情報課	専門官(技術)	補佐	木曾川上流河川	建設専門官(技術)	課長
				木曾川上流河川	専門調査官(事務)	課長
	新丸山ダム工事	用地官	補佐			
	越美山系砂防総務課	専門職(事務)	補佐			
	沼津河川国道	用地官	補佐	沼津河川国道	建設専門官(事務)	課長
	浜松河川国道河川管理課	専門官(事務)	補佐	浜松河川国道	占用調整管理官	課長
	浜松河川国道	建設監督官	補佐	浜松河川国道	建設専門官(技術)	課長
	浜松河川国道	横山出張所	課長			
	浜松河川国道横山出張所	管理第一係	係長			
	浜松河川国道横山出張所	管理第二係	係長	浜松河川国道中ノ町出張所	管理第三係	係長
	富士砂防	用地官	補佐	富士砂防	建設専門官(事務)	課長
	庄内川河川	用地官	補佐			
	設楽ダム工事	建設監督官	補佐	設楽ダム工事	副所長(技術)	副長
	木曾川下流河川	副所長(技術)	次長	設楽ダム工事	建設専門官(技術)	課長
事務所				天竜川上流河川	建設専門官(事務)	課長
	天竜川上流河川砂防調査課	専門職(技術)	補佐	天竜川上流河川	建設専門官(技術)	課長
	高山国道	建設監督官	補佐	高山国道	建設専門官(技術)	課長
	沼津河川国道	建設監督官	補佐	沼津河川国道	建設専門官(事務)	課長
				沼津河川国道	建設専門官(技術)	課長
	浜松河川国道	建設監督官	補佐	浜松河川国道	建設専門官(技術)	課長
	浜松河川国道工務第二課	専門職(技術)	補佐	浜松河川国道	建設専門官(技術)	課長
	浜松河川国道道路管理第二課	専門員(技術)	係長			
	静岡国道管理第一課	専門官(事務)	補佐	静岡国道	建設専門官(事務)	課長
	名古屋国道経理課	専門官(事務)	補佐	名古屋国道	専門調査官(事務)	課長
	愛知国道	建設監督官	補佐	愛知国道	建設専門官(技術)	課長
	名四国道	用地官	補佐	名四国道	建設専門官(事務)	課長
	三重河川国道	建設専門官(事務)	課長	三重河川国道	占用調整管理官	課長
	三重河川国道用地第二課	用地第三係	係長			
	紀勢国道	用地官	補佐	紀勢国道	建設専門官(事務)	課長
紀勢国道工務課	専門員(技術)	係長				
飯田国道	用地官	補佐	飯田国道	建設専門官(事務)	課長	
共通				高齢者活用及びWLBの推進のための専門員4を設置	係長	

*:7月設置予定、※:10月設置予定

上位級定数を確保し 処遇を念頭にいた人事を

者数に見合う数確保することが必要です。組織内示は予算成立が前提ですが、同様にポスト改

善に見合った上位級定数の確保がなされなければ処遇改善は進みません。

また、人事・任用でベテラン職員の昇任・登用を進めなければ、処遇の格差だけが広がり、級別定数査定

においても不利益を被るだけです。

局長には、級別定数改善、人事任用で更なる努力を求めるとともに、他地整同様に職員の立場に立った内示結果の発表を求めます。